

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年9月20日 10時30分ごろ
発生場所	福岡県宗像市鐘ノ岬北東方沖 波津港第1防波堤灯台から真方位333° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯33° 54.3′ 東経130° 33.4′）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂泊中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年10月6日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、数トン数なし（全長約2.45m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機の濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び知人（以下「同乗者」という。）1人が乗り、別の知人（以下「漕手」という。）1人が乗ったシーカヤックとともに、鐘ノ岬沖約2Mを航行中、シーカヤックが波を受けて転覆し、漕手が自力でシーカヤックを復原できなかったため、本船が救助に向かった。</p> <p>本船は、シーカヤックに到着し、操縦者及び同乗者が漕手を本船に引き上げたのち、船尾側から波を受けた際、右舷寄りに座っていた漕手が体勢を崩して右舷側に重心が偏り、右舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>本船は、操縦者が118番通報を行った後、操縦者、同乗者及び漕手は、付近を航行していた貨物船に救助され、その後、来援した水難救済会の所属船に引き継がれ、宗像市鐘崎漁港にえい航された。</p> <p>操縦者、同乗者及び漕手は、いずれも救命胴衣を着用していた。</p> <p>操縦者は、本事故後、漕手は船に慣れておらず、本船の揺れに対して体勢を保持するのが難しかったのではないかと思った。</p>
分析	本船は、漂泊中、船尾側から波を受けた際、右舷寄りに座っていた漕手が体勢を崩して右舷側に重心が偏ったことから、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、漂泊中、船尾側から波を受けた際、右舷寄りに座っていた漕手が体勢を崩して右舷側に重心が偏ったため、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ミニボートは、風波の影響を受けやすいので、波を受けても体勢を崩さないように、船体に捕まるなどして体勢を保つこと。・ミニボートの所有者は、ミニボートは重心の偏りで傾きやすいので、サイドフロートを装着することが望ましい。
--------------	--